

山陽小野田市観光プロモーション動画制作及び配信業務仕様書

1. 業務名

山陽小野田市観光プロモーション動画制作及び配信業務

2. 業務の目的

本市の認知度向上のため、市内の魅力的な観光資源を映像に収め、観光PR用としてインターネットやテレビ、大型商業施設等で配信し、より効果的な情報発信を展開することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

4. 業務上限金額 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務概要

(1) 内容

- ア 動画制作（企画、取材、出演者の調整、撮影、編集、成果物の納品）
- イ 制作した動画を活用したプロモーション（テレビCM、インターネット広告、SNS広告等の効果的な発信方法の企画提案を含む。）

(2) 企画コンセプト

- ア 単に風景等を流すのではなく、例えば、来訪者が地元の人々や観光施設のスタッフの笑顔とふれあいながら体験する様子など、ストーリー性のあるものとし、本市の将来都市像として掲げている「活力と笑顔あふれるまち」を来訪して体感したいと視聴者が感じられる動画を制作する。また、音楽は観光素材や動画の内容に合うものを提案者が制作又は選曲する。
- イ 単に面白さで視聴者の興味を惹くのではなく、観光素材の良さを際立たせつつ観光意欲を促す内容となるよう工夫する。
- ウ 観光素材は自然、人、体験、交流、食、モデルコース等とし、観光行動に直結しやすい内容とする。
- エ メインターゲットは30～40代女性とするが、サブターゲットとしては20～60代男女の幅広い層とする。
- オ 構成については、女性が日帰りや1泊2日で気軽に行ける小さな旅を、現地でドライブや散歩して回れるような温かい雰囲気を整える。
- カ ターゲットとプロモーションの方法・目的を明確にした上で動画の尺、本数を決定する。
（HP等で活用する3分（最長5分まで）のロングバージョン1本と、CM等で活用する15～30秒のショートバージョン最低5本の製作を想定しているが、企画提案による。）
- キ インバウンド用としても活用するため、テロップ等は各言語別（英語、韓国語、繁体字、簡体字）に作成する。

(3) 掲載項目

以下の項目については必ず掲載することとし、その他は企画提案によるものとする。

- ア 観光スポット（本山岬公園くぐり岩等）
- イ 文化、スポーツ、体験、産業遺産（ガラス制作体験、ゴルフ場、山陽オートレース場、産業観光バスツアー等）
- ウ 行事、イベント
- エ 観光ガイド

(4) 成果物

- ア 完成した各動画を収めたDVD一式 20枚
- イ 素材映像のみのデータ（テロップ、音楽等無し）のDVD 2枚
- ウ 動画広告の発信方法及び時間、回数等の実績報告

(5) 納入期限

令和元年12月27日

※（4）ウについては、令和2年3月31日を期限とする。

(6) 納入場所

山陽小野田市役所シティセールス課観光振興係

6. 検査

動画制作業務においては、成果物を作成、納品し、市の検査合格後、配信業務においては、実績報告し、市の検査合格後、完了とする。また、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受託者は市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

7. 成果物の帰属等

本業務により制作される成果物については、その著作権、所有権、その他の一切の権利は市に帰属するものとする。また、市は成果物を二次使用（印刷物の増刷、ホームページへの掲載等）することができる。受託者は成果品又は収集した写真データ等を善良な管理のもと5年間保存し、市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

8. その他

(1) 編集作業

受託者が企画提案書に基づきデザイン、レイアウト、内容等の編集を行うが、市と協議、調整した上で決定すること。また、校正は納期限内において市が校了と判断するまで行うものとする。動画は、スマートフォン、タブレット、パソコン、テレビ、イベント時の放映等、多様な媒体で使用することを想定して制作すること。

(2) 取材等

観光施設等に対する取材の協力依頼及び調整については原則、受託者が行うこと。

(3) 撮影等

企画に基づき撮影を行う。この際の画角は16：9、画質のクオリティは高画質映像とする。

(4) 資料の収集

本業務に必要な資料の収集は受託者が行う。映像については原則、現地で新たに撮影したものとするが、必要であれば受託者が保有している映像を使用できるものとし、受託者の費用負担で第三者から購入することも可とする。

(5) 第三者が有する著作権等

制作にあたり使用した写真や映像、音楽等について、第三者が権利を有する著作権である場合は、今後期間の制限なく無償で使用できるよう著作権その他知的財産権に関して二次利用可能な権利関係となるよう必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこと。また、問題が生じた時は第三者に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。

(6) 報告

受託者は本業務の遂行状況について市に随時報告を行うこと。

(7) 守秘義務

受託者は本業務において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

(8) 損害賠償

本業務の履行に際して、受託者の故意または過失により、市又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

(9) 再委託の制限

受託者は本業務に関して一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められる場合にあっては、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

(10) その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載に疑義が生じた場合は本市地域振興部シティセールス課と協議すること。